

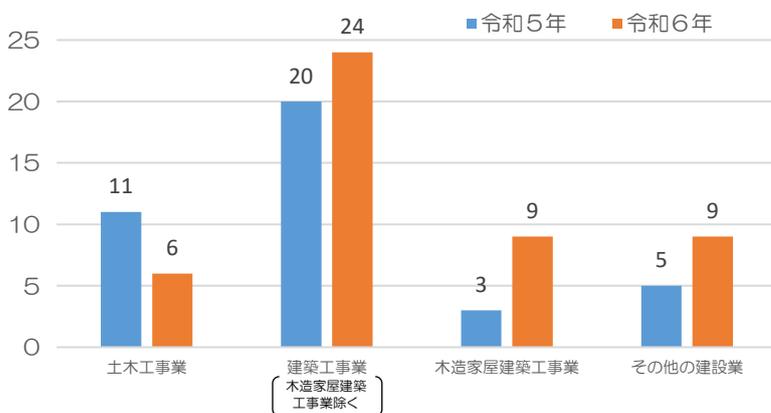
建設業で労働災害が増加しています！

葛城署管内の令和6年（新型コロナウイルス感染症による労働災害除く）の休業4日以上の死傷者数は395人と前年より33人（9.1%）の増加となっています。

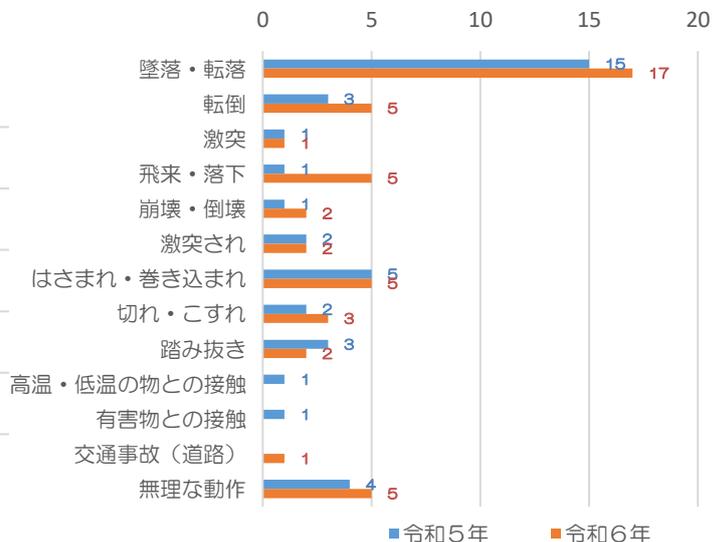
なお、建設業における死傷者数は48人と、前年同期の39人より9人（23.1%）の大幅な増加となっています。

事故の型別では、墜落・転落災害、転倒災害、はさまれ・巻き込まれ災害、無理な動作等の災害が発生しています。

建設業における労働災害の発生状況



建設業における事故の型別災害発生状況

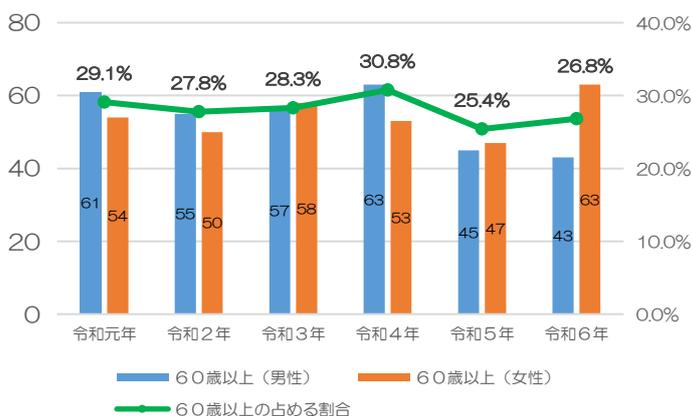


令和6年の土木工事業の休業4日以上の死傷者数は6人（前年同期より5人減少）、建築工事業は24人（同4人増加）、木造家屋建築工事業は9人（同6人増加）となっています。

高年齢労働者の災害を防止するために

運動機能が低下する中・高年齢労働者には、若年労働者とは違い、特に配慮が必要です。例えば、十分な明るさの確保、段差の解消、ゆとりのある作業スピード、身体機能の低下を補う設備等の導入、体力チェックによる健康・体力の客観的な状況の把握などに努めましょう。

高年齢労働者の災害発生状況



高年齢労働者の安全衛生対策について



エイジフレンドリーガイドライン



エイジフレンドリーガイドライン補助金
令和7年5月15日～
令和7年10月31日



足場等からの墜落・転落防止対策が強化されました！

建設業においては、長期的には労働災害は減少傾向にありますが、現在も足場からの墜落・転落災害が数多く発生している現状を踏まえ、労働安全衛生規則が改正され、足場からの墜落防止措置が強化されました。

①一側足場の使用範囲を明確化（令和6年4月1日施行）

主に狭い現場で使用される一側足場については、その構造上、安衛則に定める手すりの設置等の墜落防止措置が適用されないところ、一側足場からの墜落・転落災害が発生していることを踏まえ、**本足場を使用するために十分幅がある場所（幅が1メートル以上の場所）においては、本足場の使用を義務付けられました。**

ただし、つり足場を使用するとき、又は障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは、本足場を使用しなくても差し支えありません。

②足場の点検時には、点検者を指名することの義務付け（令和5年10月1日施行）

足場（つり足場を含む。以下同じ。）からの墜落・転落災害が発生している事業場においては、安衛則で義務付けられている足場の点検が行われていない事例が散見されていることを踏まえ、事業者又は注文者による足場の点検が確実に行われるようにするため、点検者をあらかじめ指名することを義務付けられました。

③足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存の追加（令和5年10月1日施行）

事業者又は注文者が**悪天候若しくは地震又は足場の組立て、変更等の後の足場の点検を行ったときの記録及び保存すべき事項に、当該点検者の氏名が追加されました。**



「改正足場関係」
リーフレット

はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！

はしごや脚立からの墜落・転落災害は、毎年多数発生しており、骨折などの重篤な災害だけでなく、負傷箇所によっては死亡に至る災害も少なくありませんので、はしごや脚立については、適切に使用してください。



【移動はしご作業】



「はしご・脚立災害防止」
リーフレット

リスクアセスメントに取り組みましょう！

職場における危険性等を事前に摘み取り、安全で安心な職場づくりのために、「リスクアセスメント」に取り組みましょう。

「リスクアセスメント」とは、作業手順毎等のリスク（危険性）を洗い出して見積もりし、優先度を決めて低減対策を検討し、実施して作業でのリスクを低減させるものです。

リスクアセスメントの効果として、

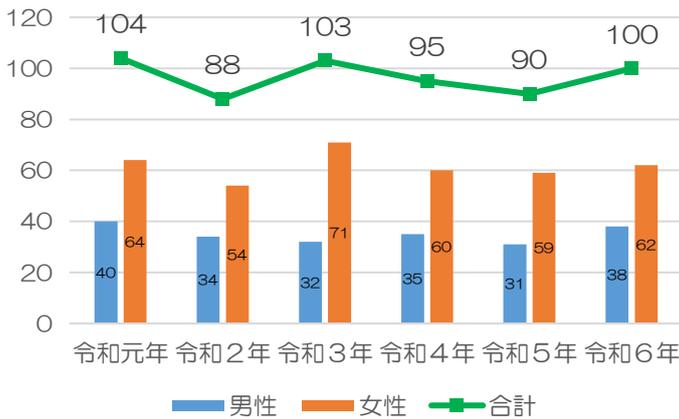
- ① **職場のリスクが明確**になります。
- ② **職場のリスク**に対する認識を管理者を含め、**職場全体で共有**できます。
- ③ **安全対策について**、合理的な方法で**優先順位を決める**ことができます。
- ④ **残されたリスク**について「**守るべき決め事**」の**理由が明確**になります。
- ⑤ **職場全員が参加**することにより「**危険**」に対する**感受性が高まり**ます。



「リスクアセスメント
実施支援システム」

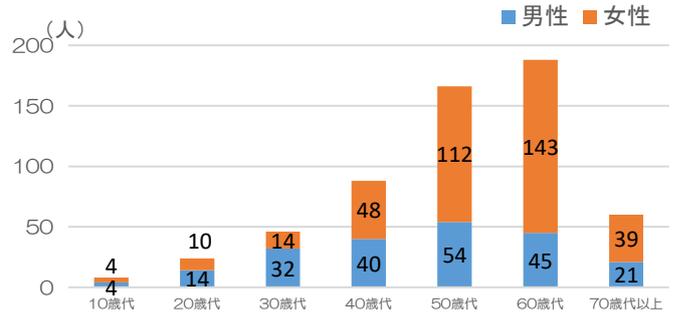
転倒災害を防止するために

転倒災害の男女別発生状況



転倒災害発生状況（年齢別）

（令和元年～令和6年）



◎高年齢になるほど、転倒災害の発生件数が増加しています。

◎高年齢の女性の転倒災害の発生率が特に高くなっています。

【転倒災害防止対策】

床面のすべり、床の荷物によるつまずき、階段からの踏み外しなどを原因とする転倒災害を防止するため、4S（整理、整頓、清掃、清潔）の実施、ヒヤリハット情報の共有、段差など転倒しやすい場所の注意表示、ストレッチ体操の励行などに取り組みましょう。

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

①何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒

→転倒や怪我をしにくい**身体づくりのための運動プログラム等の導入**

②作業場・通路に放置された物につまずいて転倒

→バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）の徹底

③通路等の凹凸につまずいて転倒

→敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を**確認し、解消**

④作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒

→**適切な通路の設定**、敷地内駐車場の**車止めの「見える化」**

⑤作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒

→引き回した労働者が自らつまずくケースも多い転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる



職場のあんぜんサイト
転倒災害防止対策について



～転倒・腰痛予防！
「いきいき健康体操」～

「滑り」による転倒災害の原因と対策

①凍結した通路等で滑って転倒

→従業員用通路の**除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には**融雪マット**等を設置する

②作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒

→水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。

（**清掃中エリアの立入禁止**、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）

③水場（食品加工場等）で滑って転倒

→**滑りにくい履き物の使用**（労働安全衛生規則第 558 条）

防滑床材・防滑グレーチング等の導入、**摩耗している場合は再施工**

隣接エリアまで濡れないよう処置

④雨で濡れた通路等で滑って転倒

雨天時に滑りやすい敷地内の場所を確認し、**防滑処置等の対策**を行う



熱中症対策が義務化されました！

労働安全衛生規則が改正され、熱中症対策が義務付けられましたので、正しい知識を身につけ、適切に対処しましょう。

【熱中症とは？】

高温多湿の環境下で体温調整が出来ず、体内に熱がこもることによる障害で、**重症化すると命の危険も！**

【主な症状】

- ・めまい、たちくらみ・頭痛、吐き気
- ・倦怠感、だるさ　・筋肉のけいれん
- ・意識の混濁、呼びかけへの反応が鈍い

【予防ポイント】

- ◎こまめな水分、塩分補給
 - ・のどが渇く前に水分を！
 - ・汗をかいたら塩分も一緒に！
- ◎適切な服装の着用
 - ・通気性の良い服装を！
- ◎休憩場所の整備
 - ・冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を！



熱中症予防のための
情報・資料サイト



働く人の今すぐ使える
熱中症ガイド

◎健康診断結果に基づく対応

- ・糖尿病、高血圧症、腎不全などの持病がある
作業員への配慮を！

◎日常の健康管理

- ・睡眠不足、二日酔い、朝食の未接種は、熱中症の発症に影響を与えるので、**作業開始前に確認**を！

◎作業中の健康状態の確認

- ・巡視を頻繁に行い、声をかける「パディ」を組み、労働者同士で互いの健康状態を確認しあう

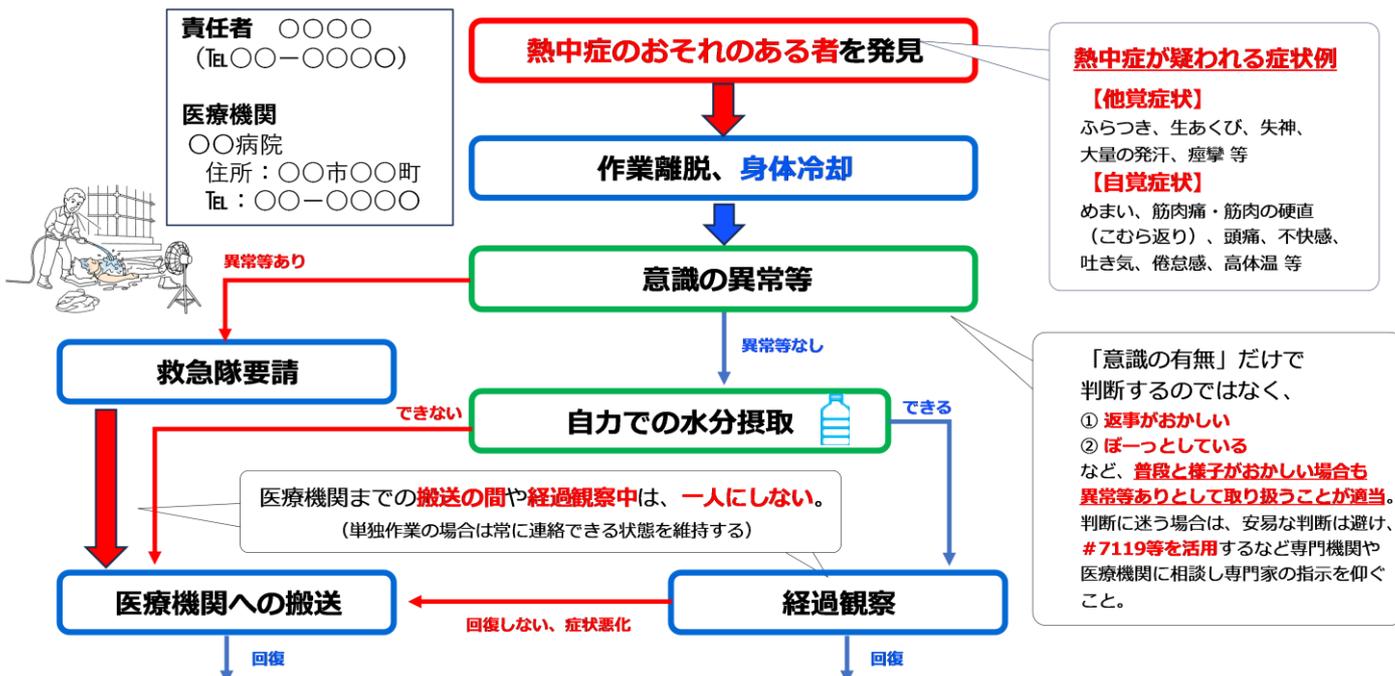
令和7年6月から、**熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切**に対処することにより、**熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」**が事業者には義務付けられました。

対象となる作業

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する対応計画

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、
連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。